

# 合併に伴う住所表示のお知らせ

## 霧島市の住所表示

平成17年11月7日から住所の表示が次のとおり変わります。

これまでの国分市については、「国分市」が「霧島市国分」になります。

これまでの溝辺町については、「始良郡溝辺町」が「霧島市溝辺町」になります。

これまでの横川町については、「始良郡横川町」が「霧島市横川町」になります。

これまでの牧園町については、「始良郡牧園町」が「霧島市牧園町」になります。

これまでの霧島町については、「始良郡霧島町」が「霧島市霧島」になります。

これまでの隼人町については、「始良郡隼人町」が「霧島市隼人町」になります。

これまでの福山町については、「始良郡福山町」が「霧島市福山町」になります。

町・字の区域については現行のとおりです。

## 霧島市の住所表示

住所変更の手続きは、一部のものを除き、原則必要ありません。住民票や戸籍の記載事項も自動的に修正されます。

主な手続きは以下のとおりです。

[ 土地（建物）登記簿の不動産の所在 ]

住所変更の手続きは原則として必要ありません。

[ 不動産所有者の登記 ]

住所変更の手続きは原則として必要ありません。法令の規定により、変更登記があったものとして読み替えます。

[ パスポート ]

住所変更の手続きは必要ありません。

[ 郵便局 ]

郵便番号、貯金通帳、保険関係、郵便配達関係での住所変更の手続きは必要ありません。

[ 電話番号 ]

電話番号（市外局番）の変更はありません。

[ 自動車運転免許証 ]

免許証の本籍・住所の変更が必要ですが、更新時に併せて行うこともできます。合併後、警察署又は、交通安全教育センターで手続きが出来ます。

[ 預金通帳 ]

一般的には、住所変更の手続きは必要ありませんが、個々には各金融機関に確認してください。

[ その他 ]

印鑑登録証、国民健康保険被保険者証、国民年金手帳、身体障害者手帳、老人保健医療受給者証、乳幼児医療費受給資格証、介護保険被保険者証などは住所変更の手続きは必要ありません。

**合併に伴う住所変更証明書を発行します。**

手続きの際に証明書が必要な場合は、合併に伴う住所変更証明書を本庁及び各総合支所の窓口で、11月7日（月）から無料で発行します。